

公益社団法人宮崎県農業振興公社業務方法書

# 公益社団法人 宮崎県農業振興公社業務方法書

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人宮崎県農業振興公社（以下「公社」という。）が行う定款第4条に規定する事業の業務執行に必要な基本的事項を定め、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 公社は、その業務の運営に当っては、宮崎県における普通公共団体及び農業関係団体等と協調して効率的に運営し、本県農業の発展に努めるものとする。

## 第2章 農用地の集積及び集約化に関する事業

第3条 農用地の利用の効率化及び高度化を促進し、農業の生産性の向上を図るため、次の事業を行うものとする。

- (1) 農用地等の借り受けて（貸し付けの方法による運用することを目的とした信託の引受けにより取得する所有権を含む。）、改良、復旧等の利用条件の改善を図り、貸し付けを行う農地中間管理事業
- (2) 農用地等を買入れ、これらの土地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合にあっては、開発後の土地）を売り渡し、交換し、又は貸し付ける農地売買等事業
- (3) 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引き受け、当該信託の委託者に対して資金の貸し付けを行う農地売渡信託等事業
- (4) 農業生産法人に農地売買等事業により買入れた農用地等を現物出資し、その出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する農業生産法人出資育成事業
- (5) 農地売買等事業により買入れた農用地等において、新規就農希望者に対する農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修を行う研修等事業
- (6) (1) から (5) までの事業に附帯して行う農作業受託の促進、簡易な土地基盤整備、農業用機械・施設の導入など国及び県の施策に基づく事業

2 前項に規定する事業の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

## 第3章 農業の担い手の確保・育成に関する事業

第4条 将来の地域農業の担い手づくりに向け、本県において自ら農業に従事しようとする青年等（以下「青年農業者等」という。）を確保し、地域農業の担い手に誘導するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 青年農業者等への就農相談等就農啓発事業
  - (2) 技術及び知識の習得、仲間づくり等の就農定着への支援事業
  - (3) 青年農業者等の自主活動の促進に関する事業
  - (4) 就農促進に向けた経済的支援事業
  - (5) 無料職業紹介に関する事業
  - (6) その他国及び県の施策に基づく事業
- 2 前項に規定する事業の実施について必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 就農支援資金の貸付に関する事業

第5条 一定の技術・経営能力を有し、将来、農業経営の担い手となることが期待される意欲的な就農者、又は新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者を貸付の対象として、次の資金を取り扱うものとする。

- (1) 就農研修資金
- (2) 就農準備資金

#### 第5章 畜産基盤施設及び畜産環境施設整備に関する事業

第6条 将来にわたり畜産の発展が期待される地域において高能率な畜産経営の基盤を確立するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 草地、飼料畑、道路、施設用地の造成整備
  - (2) 畜舎、飼料貯蔵施設の整備
  - (3) 家畜排せつ物処理施設等の整備
  - (4) 農機具等の整備
  - (5) 牛の貸与等の支援
  - (6) その他国及び県の施策に基づく事業
- 2 前項に規定する事業の実施について必要な事項は、別に定める。

#### 第6章 農業構造の改善に関する事業

第7条 農業生産基盤を確立するため次の事業を行うものとする。

- (1) ほ場の基盤整備に関する工事
  - (2) 樹園地、草地等の造成工事
  - (3) 農業関連施設等の用地造成及び維持管理に関すること。
  - (4) 前各号に附帯する工事及び調査
  - (5) その他国及び県の施策に基づく事業
- 2 前項に規定する事業の実施について必要な事項は、別に定める。

#### 第7章 農商工連携等の推進に関する事業

第8条 地域の基幹産業である農業と商業・工業等の産業間での連携（「農商工連携」）を強化し相乗効果を発揮させることで、担い手の経営体質強化や地域経済の活性化を図るため、次の事業を行うものとする。

- (1) 農商工連携を具体化するための支援事業
- (2) 農業法人の経営力強化を支援する事業
- (3) 他産業の農業参入を支援する事業
- (4) その他国及び県の施策に基づく事業

2 前項に規定する事業の実施について必要な事項は、別に定める。

## 第8章 雑 則

(業務執行の規程等)

第9条 業務方法書及び関係規程等の施行に関し、必要な事項及びこれらに定めのない事項については、必要の都度理事長が定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、（昭和35年9月10日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（昭和38年9月10日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（昭和40年10月11日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（昭和42年6月6日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（昭和43年6月28日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（昭和47年1月11日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（昭和47年8月25日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（昭和48年8月15日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（昭和49年6月20日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（昭和54年6月11日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（昭和62年7月1日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（昭和63年6月3日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（平成元年7月11日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（平成3年5月28日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（平成6年4月1日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（平成6年5月27日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（平成9年3月28日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（平成17年4月1日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（平成18年4月1日）から施行する

附 則

この業務方法書は、（平成19年4月1日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（平成20年4月1日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（平成21年4月1日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、（平成26年4月1日）から施行する。